

議案第20号

天理市自転車等駐車場条例の一部改正について

天理市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（総排気量については、0.05リットル（二輪のもののうち、構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有する総排気量0.05リットルを超え、0.125リットル以下のものを除く。）以下のものに限る。）及び同項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車等」という。）」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 天理駅前北地下自転車等駐車場にあっては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車
- (2) 天理駅前南地下自転車等駐車場にあっては、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（総排気量については、0.05リットル（二輪のものうち、構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有する総排気量0.05リットルを超え、0.125リットル以下のものを除く。）以下のものに限る。）及び同項第11号の2に規定する自転車第7条第3号中「自転車等」を「第3条に規定する車両（以下「自転車等」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。